

経営体育成支援事業実施要領

第1 趣旨

経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の事業については、要綱に定めるほか、本要領第2のとおり別記1及び別記2の定めるところにより実施するものとする。

第2 各事業事項

1 一般型 (1) 新規就農者補助事業 (2) 融資主体型補助事業 (3) 追加的信用供与補助事業 (4) 集落営農補助事業 2 条件不利地域型	別記1
3 経営体育成交流啓発事業 (1) 交流啓発活動 (2) 優良経営体調査等活動	別記2

附則 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この通知は、平成24年4月6日から施行する。

別記1 一般型・条件不利地域型

第1 事業の実施

1 事業内容

(1) 一般型（女性支援計画（要綱第3の1に規定するものをいう。以下同じ。）に基づき実施する事業を含む。以下同じ。）

ア 新規就農者補助事業

(ア) 助成対象者

事業実施主体は、事業実施年度に就農する者又は事業実施年度の前々年度以降に就農した者であって次のいずれかに該当する者を対象として助成を行うことができるものとする。

a 認定就農者（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号。以下「青年等就農法」という。）第4条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）

b aに掲げる者が代表者であり、かつ、代表者の農作業への従事が主である農業法人（1戸1法人に限る。）

(イ) 助成対象となる事業内容等

a 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営において使用するために行う次に掲げるものとする。

(a) 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設の改良、造成、復旧若しくは取得

(b) 農地等の改良、造成又は復旧

b aの事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

(a) 青年等就農法第4条第1項の認定を受けた就農計画に即したものであること。

(b) 個々の事業内容について、単年度で完了すること。

(c) 事業費が50万円以上であること。

(d) 原則として、残存耐用年数がおおむね5年以上、であって20年以下のもの（中古農業用機械である場合には2年以上のもの。）であること。

(e) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、フォークリフト、ショベルローダー及びバックホー等については、他用途に使用されないものであること、農業経営において真に必要であること及び導入後の適正利用が確認できるものであることの全ての要件を満たす場合には、この限りではない。

(f) 実施を予定している機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。

(g) 本事業以外の国の補助事業の対象として実施するものでないこと。

(h) 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了したものを本事業に切り替えて実施するものでないこと。

(i) aの(a)のうち復旧については、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により被害を受けた機械等の修復を行うものであること。

(j) aの(a)のうち取得については、既存施設を取得するものでないこと。

イ 融資主体型補助事業

(ア) 助成対象者

事業実施主体は、次のいずれかに該当する者又はこれらの者が組織する団体を対象として助成を行うことができるものとする。

a 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第7項の規定により認定農業者とみなされる同条第4項に規定する特定農業法人を含む。以下同じ。）

b 集落営農組織（次の(a)及び(b)の要件を満たす集落を基礎とした団体をいう。以下同じ。）

- (a) 規約及び代表者を定めていること。
- (b) 目標年度までに農産物の共同販売経理を行うこと。
- c 経営発展志向農業者（経営発展を目指す意欲ある経営体として事業実施主体が認める者をいう。以下同じ。）
- (イ) 助成対象となる事業内容等
 - 助成の対象となる事業内容は、(1)のアの(イ)のaとし、(イ)のbの(b)から(j)までに掲げる基準を満たすほか、当該事業に要する経費に占める融資の割合（以下「融資率」という。）が5割を超えるものであることとする。
- (ウ) 要綱別表の事業内容欄の1の(2)のプロジェクト融資（以下「プロジェクト融資」という。）の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及びその他法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。
 - a 農業協同組合
 - b 農業協同組合連合会
 - c 農林中央金庫
 - d (株)日本政策金融公庫
 - e 沖縄振興開発金融公庫
 - f 銀行
 - g 信用金庫
 - h 信用協同組合
 - i 都道府県
- ウ 追加的信用供与補助事業
 - (ア) 助成対象者
 - 事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）を対象として助成を行うことができるものとするものとする。
 - a プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人なしの保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。
 - (a) 認定農業者に貸し付けられるもの
 - 個人3,600万円（法人7,200万円）
 - (b) 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの
 - 個人3,000万円（法人又は任意団体6,000万円）
 - b 融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。
 - c プロジェクト融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付すること。
 - d 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出することについて定めること。
 - (イ) 助成金の用途等
 - a 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該事業実施主体の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならない。
 - b 基金協会は、aの助成金を、本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならない。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(2)に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月2

7日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(1)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。)及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業(経営体育成交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金要綱」という。)第3の2の(1)のウ及び(2)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。)については、この限りではない。

c 基金協会は、aの助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることのできるものとする。なお、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることのできるものとする。

(a) 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

(b) 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

d 基金協会は、cにおいて、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理するaの助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることのできるものとする。

エ 集落営農補助事業

(ア) 助成対象者

事業実施主体は、イの(ア)のbに掲げる要件のほか、次に掲げる要件を満たす集落営農組織を対象として助成を行うことができるものとする。

a 農家3戸以上が構成員に含まれている団体であること。

b 要綱第3の7の(1)により事業実施主体が作成する経営体育成支援計画(以下「支援計画等」という。)の承認までに法人化していない団体であって、目標年度までに法人化することが見込まれること。ただし、要綱第3の6のただし書きにより実施する事業(以下「振替事業」という。)についてはこの限りでない。

(イ) 助成対象となる事業内容等

助成の対象となる事業内容は、(1)のアの(イ)のbの(b)から(d)まで及び(f)から(h)までに規定する基準並びに次に掲げる基準を満たすものとする。

a 助成の対象となる事業内容が、bの集落営農法人化等経営発展計画により導入されることとされた農業用機械であって、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。)において補助対象と認められる農業用機械及びこれらの附帯機械等(当該機械と併せて導入する場合に限る。)であること。

b 助成対象者は、次に掲げる事項を定めた集落営農法人化等経営発展計画を策定すること。

(a) 組織の構成員数、経営規模など基本的事項

(b) 経営管理の状況、農業従事の態様

(c) 機械装備の状況及び新たに導入しようとする機械

(d) 目指すべき法人形態

(e) 目指すべき新たな経営展開

(f) 法人化及び新たな経営展開のための取組内容

(2) 条件不利地域型

ア 対象地域

要綱第3の4の(2)のウの地域とは、農家1戸あたりの平均農地面積がおおむね1ha(北海道においては2ha)未満であり、かつ農地面積が1ha(北海道においては2ha)未満の農家がおおむね5割以上を占める地域であり、周辺の地域等と比べて、農産物販売金額が低い、又は、高齢化率・耕作放棄率が高いなど、経営体を育成・確保する必要があると事業実施主体が認める地域とする。

イ 助成対象者

事業実施主体は、次に掲げる要件を満たす団体等を対象として助成を行うことができるものとする。

(ア) 農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる要件を満たす団体。

- a 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- b 農事組合法人以外の農業生産法人
- c 特定農業法人及び特定農業団体
- d 農用地利用改善団体（基盤強化法第23条第1項に規定する団体をいう。）
- e 農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体（集落営農組織を含む。）

ただし、eのうち食品製造業者等と連携して別表1の1の(5)、(9)及び(10)に掲げる事業内容を実施する場合は、当該農家の出資割合が過半を占める必要はないものとする。

(イ) 次の要件を全て満たす参入法人（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第14条第1項に規定する事業により農用地を借り受けた特定法人及び農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定又は基盤強化法第18条第3項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）。

- a 3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- b 会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定めるものをいう。）にあっては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人（以下「中小企業」という。中小企業以外から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）は除く。）であること。

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の団体等であって、意欲ある多様な経営体に代わって機械等を導入することが妥当であると事業実施主体が認める場合は、農業協同組合、土地改良区、農業委員会及び第三セクター等（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、それらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人をいう。以下同じ。）を助成対象者とすることができるものとする。

ウ 助成対象となる事業内容等

(ア) 助成の対象となる事業内容等は、別表1に掲げるとおりとする。

(イ) 助成の対象となる事業内容は、(1) のアの (イ) の b の (b) から (d) まで及び (f) から (h) までに規定する基準並びに次に掲げる基準を満たすものとする。

- a 個々の機械等の受益農家数は、3戸以上とする。
- b 事業費は、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、機械等の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致するものとする。
- c 既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、地域の実情に即し必要があると事業実施主体が認める場合にあっては、新品新材の利用による新築事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用による事業を助成の対象とすることができるものとする。
- d 個人利用及び目的外使用のおそれのある場合は、助成の対象としないものとする。
- e 既存の機械等の代替として、同種、同規模又は同効用のものを再度導入すること（いわゆる更新）は、助成の対象としないものとする。
- f 機械等の設置に当たっては、事業費の低減を図ることに十分留意しつつ、地域の実情や機械等の構造等を勘案の上、立地場所の選定、及び事業名の表示等について、周辺景観との調和に配慮するものとする。
- g 助成の対象となる機械等について、次の要件を満たす場合にあっては、助成対象者と当該機械等を利用する者（以下「利用者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結することができるものとする。

- (a) 助成対象者は、農業協同組合、第三セクター等又は農業法人であること。
- (b) 利用者は、助成対象者毎に次のとおりとすること。
 - i 農業協同組合又は第三セクター等の場合にあつては、新規就農者、認定農業者、集落営農組織又は経営発展志向農業者であること。
 - ii 助成対象者が農業法人の場合にあつては、次のいずれかに該当する者であること。
 - (i) 当該農業法人が農業研修等のために受け入れた者であつて、新たに営農を開始しようとする新規就農者
 - (ii) 当該農業法人との間に農業経営に係る物資の供給又は役務の提供を内容とする取引関係を有する農業法人
 - (iii) 当該農業法人からの出資や資金の融通を受ける農業法人
- (c) 受益戸数は、3戸以上であること。
- (d) リース契約の対象となる機械等は、別表1の1の(1)から(6)まで及び(8)であること。ただし、(1)は農業用機械、温室及び畜舎、(2)は麦及び大豆等に汎用性のあるものに限る。
- (e) リース料は、「助成対象者負担(事業費-助成金) / 当該機械等の耐用年数+年間管理費」以下であること。
- (f) 助成対象者が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び機械等のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。
- (g) 利用者は、機械等の利用を責任をもって行い、災害等により当該機械等に異常が起きた場合は、速やかに助成対象者に報告すること。

報告を受けた助成対象者は、速やかに事業実施主体に報告するとともに、報告を受けた事業実施主体は、速やかに地方農政局長(北海道にあつては農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)にその旨を連絡し、指示を受けること。
- (h) 助成対象者と利用者との間において締結するリース契約には、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止その他必要な事項を明記すること。

なお、助成対象者は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、事業実施主体に協議するものとする。
- h 育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車であつて低額なもの及びフォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。)は助成の対象としないものとする。

2 事業実施主体

要綱別表の事業内容欄の1及び2に対応する事業実施主体欄に規定する「地域協議会」とは、以下の要件を全て満たす地域農業再生協議会(農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知。)第2の2の(2)の協議会。)又は地域担い手育成総合支援協議会(担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知。)第1の3の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けた協議会。)とする。

なお、地域協議会が存在しない場合及び振替事業については、市町村を事業実施主体にすることができるものとする。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 原則として会員に市町村、農業協同組合及び農業委員会が含まれていること。
- (3) 規約等の定めがあること。
- (4) 規約等に定めるところにより1つの手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (5) (2)に掲げる組織の担当部局のうち1つ以上が地域協議会の事務局の一部を構成

していること又は（２）に掲げる組織の役員、管理職等責任のある立場の者のうち１人以上が地域協議会の事務処理及び会計処理において責任のある立場にあること。

（６）監事をおいていること。

3 成果目標

- （１）要綱第３の５の（１）の経営体の育成・確保に関する目標は、農業の６次産業化、経営面積の拡大、農業経営の法人化等、新規作物の導入、農産物の品質向上、生産コストの縮減及び集落営農組織の育成に関する目標を設定するものとする。
- （２）（１）の農業の６次産業化に関する目標の対象となる経営体は、農産物の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組む又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する経営体とする。
- （３）（１）の農業経営の法人化等に関する目標の対象となる法人は、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人並びに参入法人とする。
- （４）要綱第３の５の（２）の人材の育成・確保に関する目標は、新規就農者の育成・確保に関する目標を設定するものとする。なお、当該目標の対象となる新規就農者は、農業経営を開始する認定就農者とする。
- （５）要綱第３の５の（３）の雇用の創出に関する目標は、事業実施地区内における雇用者の確保に関する目標を設定するものとする。ただし、本成果目標については、支援計画等に位置付けられた事業内容によって新たに創出される雇用に限るものとする。

4 実施手続

- （１）要綱第３の７の（１）の支援計画等の作成は、経営体育成支援計画書（一般型については別紙様式第１号、条件不利地域型については別紙様式第２号）により行うものとする。なお、振替事業については、交付金要綱第３の６の（２）により既に都道府県知事の承認を受けたマスタープランに別紙様式第１号のⅣ及びⅤを添付したものを本事業の支援計画とみなすものとする。
- （２）要綱第３の７の（２）のアの計画承認の申請は、経営体育成支援計画承認申請書（別紙様式第３号）により行うものとする。

5 支援計画等の承認要件

要綱第３の７の（２）のイの経営局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。ただし、振替事業についてはこの限りでない。

- （１）要綱第３の５の成果目標が市町村基本構想等の当該市町村における今後の農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るための計画の方向に即したものであり、かつ、計画承認年度から３年度目の目標値のいずれか又は全てが増加するものであること。
- （２）助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効果の発現が見込まれるものであり、原則として別表２の経営改善目標に係る目標項目のうち、１つ以上の項目について計画承認年度から３年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。なお、集落営農補助事業の助成対象者にあつては、当該目標項目のうち農業経営の法人化に係る目標を設定しなければならないものとする。
- （３）成果目標が助成対象者の取組に関連するものであること。
- （４）事業実施地区内の農業者をはじめとする関係者の合意形成が図られていると見込まれるものであること。
- （５）過去に実施した事業との整合が図られていること。

6 支援計画等の重要な変更

要綱第３の７の（４）の経営局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- （１）成果目標の変更（成果目標ポイントが下がる場合に限る。）
- （２）実施地区の変更
- （３）助成対象事業内容の新設

7 事業の実施期間

本事業は、要綱第３の７の（２）により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。

第2 目標達成状況の報告等

- 1 要綱第4の1の成果目標等の達成状況の報告は、経営体育成支援事業目標達成状況報告書（一般型については別紙様式第4号、条件不利地域型については別紙様式第5号、振替事業については別紙様式第6号）により行うものとし、その報告は、支援計画等の承認年度から目標年度の前年度までの毎年度について、翌年度の7月末までに行うものとする。
- 2 要綱第4の2の点検を行った地方農政局長は、支援計画等に掲げられた年度毎の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、その内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとし、その結果及び指導内容を別紙様式第7号により経営局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、成果目標の達成の見込みがない支援計画等であると判断した場合には、事業実施主体に対し改善計画を提出させる等適切な措置をとるものとする。

第3 事業の評価

- 1 要綱第5の1の成果目標等の評価報告は、経営体育成支援事業目標達成状況報告書（一般型については別紙様式第4号、条件不利地域型については別紙様式第5号、振替事業については別紙様式第6号）により行うものとし、その報告は、目標年度の翌年度の7月末までに行うものとする。
- 2 地方農政局長は、要綱第5の2による点検評価を実施した結果、支援計画等に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対して改善計画を提出させる等適切な指導を行うものとし、その結果及び指導内容を別紙様式第7号により、経営局長に報告するものとする。
なお、当該成果目標が達成されるまでの間、評価及び改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 地方農政局長は、当該指導を行った結果、成果目標の達成の見込みがないものと判断したときは、事業実施主体に対し、支援計画等を変更させる又は事業を中止させる等適切な措置を講じるものとする。

第4 事業の推進体制等

地方農政局長が行う事務のうち、次に掲げる事務については、地方農政局の地域センター長（北海道農政事務所長及び北海道農政事務所の地域センター長を含む。）と連携・協力して行うものとする。

- (1) 事業の普及・推進
- (2) 事業の実施に係る情報収集
- (3) 地方農政局長と事業実施主体等との連絡・調整

第5 国の助成措置等

- 1 要綱第9により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。
 - (1) 一般型
 - ア 新規就農者補助事業
 - (ア) 事業実施主体毎の補助率は2分の1以内とし、支援計画等に位置付けられた助成対象者の事業内容毎の助成金の額を合計した額を補助するものとする。
 - (イ) 事業実施主体が助成対象者に交付する助成金の額は、事業内容毎に補助率を乗じて得た額の合計額又は400万円のいずれか低い額を限度とする。
 - イ 融資主体型補助事業
 - (ア) 事業実施主体毎の補助率は10分の3以内とし、支援計画等に位置付けられた助成対象者の事業内容毎の助成金の額を合計した額を補助するものとする。
 - (イ) 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容毎の助成金の額は、当該事業費に次に定める助成限度率を乗じて得た額を限度とする。
 - a 融資率が8割以上の場合
 - (a) 目標ポイント 1点以上 助成限度率 20%

b 融資率が5割を超え、かつ、8割未満の場合

- | | | | | |
|------------|------|-------|-------|-----|
| (a) 目標ポイント | 1点 | | 助成限度率 | 10% |
| (b) 目標ポイント | 2点 | | 助成限度率 | 20% |
| (c) 目標ポイント | 3点以上 | | 助成限度率 | 30% |

(ウ) (イ) の目標ポイントは助成対象者毎に計算するものとし、別表2の経営改善目標に関する目標ポイントを合計したポイントとする。

ウ 追加的信用供与補助事業

事業実施主体への補助率は定額とし、支援計画等に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の2を乗じて得た額に相当する額を補助するものとする。

エ 集落営農補助事業

(ア) 事業実施主体毎の補助率は2分の1以内とし、支援計画等に位置付けられた助成対象者の事業内容毎の助成金の額を合計した額を補助するものとする。

(イ) 事業実施主体が助成対象者に交付する助成金の額は、事業内容毎に補助率を乗じて得た額の合計額を限度とする。

(2) 条件不利地域型

(ア) 事業実施主体毎の補助率は2分の1以内とし、支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容毎の助成金の額を合計した額を補助するものとする。

(イ) 事業実施主体が助成対象者に交付する助成金の額は、事業内容毎に補助率を乗じて得た額の合計額又は4,000万円のいずれか低い額を限度とする。

(3) 推進事務費

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する事業実施主体の経費の2分の1以内を補助するものとする。

ア 推進事務費の補助対象範囲は、別表3に定めるとおりとする。

イ 支援計画等の承認時における当該事業計画に位置づけられた事業内容毎の助成金の額を合計した額に0.4%を乗じて得た額を限度とするものとする。

2 国は、次に掲げる事項毎に算定された額を事業実施主体に配分するものとする。

(1) 振替事業に対する配分

振替事業における要望額に相当する額を事業実施主体に配分する。

(2) 女性支援計画の優先配分

女性支援計画については、予算額の1割の範囲内で優先的に配分するものとする。

配分に当たっては、配分基準ポイント（別表4の成果目標ポイントを国庫補助金額（追加的信用供与補助事業及び推進事務費の国庫補助金額は除く。）で割り戻したポイントという。以下同じ。）の高い順と配分する。また、配分基準ポイントが同点の場合は、成果目標ポイントが高い地区を上位とする。

なお、女性経営体は次に掲げる者とする。

- ① 女性新規就農者
- ② 女性認定農業者（共同申請の場合は、部門間で区分経理を行っている場合に限る。）
- ③ 女性農業者（自ら農業経営を行っているか若しくは部門間で区分経理を行っている場合に限る。）
- ④ 代表者が女性であるか、役員又は構成員のうち女性の割合が5割以上の法人もしくは任意組織（集落営農組織を除く。）
- ⑤ 役員に女性がいるか、構成員のうち女性の割合が5割以上の集落営農組織

(3) 支援計画等の成果目標に応じた配分

予算額から(1)及び(2)の額を減じた額の範囲内で、一般型及び条件不利地域型ごとに当該年度に採択を希望する支援計画等の配分基準ポイントの高い順に事業実施主体に配分する。なお、配分基準ポイントが同点の場合は、成果目標ポイントが高い地区を上位とする。

第6 追加的信用供与補助事業の精算等

- 1 基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了（基金協会の対象区域のすべての保証付きプロジェクト融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した時点のことをいう。）した場合、交付した助成金について、次の算式により算定された額を地方農政局長に返還するものとする。
 - (A) = (B) - (C)
 - (A) は、基金協会が地方農政局長に返還する額
 - (B) は、基金協会が事業実施主体から交付を受けた助成金の合計額
 - (C) は、基金協会が第1の1の(1)のウの(イ)のcの(b)の経費に充てた額
- 2 基金協会は、事業実施主体から交付を受けた助成金を第1の1の(1)のウの(イ)のcの(b)の経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。
 - (A) = (B) × (C) / (D)
 - (A) は、信用基金に納付する額
 - (B) は、償却補填経費に充てる補助金の額
 - (C) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額
 - (D) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額（ただし、基金協会が保険金の支払いの請求をするときまでにその被保証者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額とする。）
- 3 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

第7 フォローアップ

事業実施主体は、支援計画等に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、関係機関及び融資機関並びに基金協会等との連携により、助成対象者の経営発展に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

第8 留意事項等

本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、経営体育成支援事業の円滑な実施のためのガイドライン（平成23年4月1付け22経営第7298号経営局長通知）によるものとする。

(別表1)

条件不利地域型における助成対象となる事業内容等

助成対象となる事業内容	実施要件等
<p>1 農業用機械等の導入</p> <p>(1) 整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械等</p> <p>(2) 乾燥調製に必要な乾燥機、初摺り機、袋詰め機、色彩選別機及び建物等の整備</p> <p>(3) 農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械及び建物等の整備</p> <p>(4) 野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備</p> <p>(5) 農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び建物等の整備</p> <p>(6) 高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備</p> <p>(7) 農業用水の配管・ポンプ等の整備</p> <p>(8) 防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備</p> <p>(9) 販路拡大・鮮度維持等のための施設の整備</p> <p>(10) 地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備</p> <p>(11) 栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備</p>	<p>(1) の農業用機械にあっては、1 / 3 以内（沖縄県及び水稲直播機、細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラー、家畜ふん尿の処理利用に係る機械を除く。）</p>
<p>2 簡易な基盤整備</p> <p>(1) 区画整理 農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水並びに農道等の整備</p> <p>(2) 畦畔整備 畦畔の除去及び改善</p> <p>(3) 用排水整備 用水路、排水路及びこれらの附帯施設の新設及び改修</p> <p>(4) 農道整備 農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設及び改良</p> <p>(5) 農地保全整備 客土、土壌改良、ため池改修及び冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等の整備</p> <p>(6) 建物用地整備 新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成及び改良、経営多角化のための施設用地の造成</p> <p>(7) 交換分合 農用地の交換・分割並びに合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量及び許可申請</p>	<p>受益面積は1事業地区について5ha未満とする。</p>

(別表 2)

経営改善目標及び目標ポイント

目標項目	目標水準	融資主体型補助	
		目標ポイント	備考
(1) 農業の6次産業化	農産物の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組む又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する場合	1点	加工の主な原料又は直売に係る農産物の過半が地域内で生産していること。
(2) 経営面積の拡大	経営面積が現状より拡大する目標である場合	1点	3戸以上の農家から利用権の設定等又は農作業の受託を受ける場合に加点できるものとする。
(3) 耕作放棄地の解消	過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権又は賃借権等により経営規模の拡大を行う場合	1点	30a以上の場合に加点できるものとする。
(4) 農業経営の法人化	目標年度までに法人化する計画を有している場合	1点	
(5) 新規作物の導入	新たな作物等の導入に取り組む場合	1点	
(6) 農産物の品質向上	栽培及び管理技術の改善等により農産物の品質向上に取り組む場合	1点	
(7) 生産コストの縮減	栽培及び管理技術の改善等により生産コストの縮減に取り組む場合	1点	
(8) 雇用者の確保	a 雇用者の増加に取り組む場合	1点	
	b aのうち常時雇用者が増加する場合	1点	aの雇用者の増加に取り組む場合に加点できるものとする。
(9) 家族経営協定	新たに家族経営協定を締結する場合	1点	支援計画等に位置付けられた助成対象者のうち複数の農家で組織する団体にあつては、構成農家の全てが締結に至る場合に加点できるものとする。
(10) 環境への配慮	a 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知）に基づく点検シートによる点検を行い、その結果を事業実施主体に提出することにより環境と調和のとれた農業生産活動に取り組む場合	1点	1 加点は、a又はbのいずれかとする。 2 bについては、本事業の対象となる事業内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
	b バイオマスや未利用資源等の活用に取り組む場合	1点	

(別表3)

推進事務費の補助対象範囲

使 途 区 分	内 容
ア 旅費	普通旅費、日額旅費、委員等旅費
イ 賃金	日々雇用者の賃金
ウ 共済費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
エ 報償費	謝金
オ 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等）、印刷製本費、修繕費
カ 役務費	通信運搬費、手数料
キ 使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
ク 委託料	

(別表 4)

成果目標の目標値に応じた点数表

成 果 目 標	目 標 値	点数
1 農業の6次産業化	1 経営体増加につき なお、以下の a 又は b に該当する場合は、1 経営体につきそれぞれ 5 点を加点する。 a 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年12月3日法律第67号) 第 5 条 第 1 項により農林水産大臣の認定を受けた経営体の場合 b ①女性経営体が自ら 6 次産業化に取り組む場合 又は、②代表者が女性である又は、役員または構成員のうち女性が 5 割以上の法人若しくは任意組織と連携(直売や契約栽培等)する場合	1 点
2 経営面積の拡大	1 経営体増加につき なお、耕作放棄地の解消を伴う経営面積の拡大を図る経営体の場合は、1 経営体につき 1 点を加点する。	1 点
3 農業経営の法人化等	1 経営体増加につき なお、集落営農組織が法人化する場合は、1 組織につき 5 点を加点する。	1 点
4 新規作物の導入	1 経営体増加につき	1 点
5 農産物の品質向上	1 経営体増加につき	1 点
6 生産コストの縮減	1 経営体増加につき	1 点
7 集落営農組織の育成	1 経営体増加につき	1 点
8 新規就農者の育成・確保	農業経営を開始する認定就農者 1 名増加につき なお、青年等就農法第 2 条第 1 項に定める青年として認定を受けた認定就農者が農業経営を開始する場合は、1 名につき 5 点を加点する。	5 点
9 雇用者の確保	延べ240人・日増加(※)につき ※常時雇用者 1 人は240人・日に置き換えるものとする(240人・日に満たない部分は切り捨て)。	1 点

平成 年度経営体育成支援計画書(一般型)

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

注:女性支援計画の場合は、地区名の欄に「女性地区」と記載すること。

I 地域農業の現状と将来ビジョン

地域農業の現状と課題

注:女性支援計画の場合は、女性経営体の現状及び課題等を明記すること。

意欲ある多様な経営体の育成・確保に向けた取組方針

注:1 助成対象者に経営発展志向農業者を含む場合は、事業実施主体が認める基準を明記すること。

2 女性支援計画の場合は、女性経営体の育成・確保に向けた取組方針を記載すること。

II 意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する成果目標

(単位:人、経営体、人・日)

成果目標項目	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	目標年度 (3年度目) A	基準指標 (1点当たり目標値) B	目標ポイント C=A/B (端数切り捨て)
① 農業の6次産業化				1経営体	
うち6次産業化法認定事業者				1経営体 (5点加算)	
うち女性経営体又は女性組織等 との連携				1経営体 (5点加算)	
② 経営面積の拡大				1経営体	
うち耕作放棄地の解消				1経営体 (1点加算)	
③ 農業経営の法人化				1経営体	
うち集落営農組織				1経営体 (5点加算)	
④ 新規作物の導入				1経営体	
⑤ 農産物の品質向上				1経営体	
⑥ 生産コストの縮減				1経営体	
⑦ 集落営農組織の育成				1経営体	
⑧ 新規就農者の育成・確保				1人 (5点)	
うち青年認定就農者				1人 (5点加算)	
⑨ 雇用者の確保				240人・日 (常時雇用1名相当)	

目標ポイント計 D	0
--------------	---

国庫補助金額(円) E=H(追加的信用供与補助及 び推進事務費を除く)	0
---	---

地区配分基準ポイント F=D/E×1千万	
-------------------------	--

[目標設定の考え方及び事後評価の具体的な検証方法]

成果目標項目	目標設定の考え方	事後評価の検証方法

Ⅲ 実施計画

(単位:円)

区 分	総事業費 G=H+I+J+K	負担区分				備 考
		国庫補助金 H	その他 I	対象経営体負担経費		
				融資 J	自己負担 K	
1. 事業費	0	0	0	0	0	
(1)新規就農者補助事業	0					経営体数: 経営体
(2)融資主体型補助事業	0					経営体数: 経営体
(3)追加的信用供与補助事業	0			/	/	保証希望融資額: 円
(4)集落営農補助事業	0					経営体数: 経営体
2. 推進事務費	0			/	/	適否(推進費の国庫補助金の0.4%以内) 適
計	0	0	0	0	0	

[推進事務費の具体的な内容]

具体的な用途

Ⅳ 事業完了(予定)年月日 平成 年 月 日

V 収支予算(精算)

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円 0	円	円 0	円 0	
その他	0		0	0	
計	0	0	0	0	

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1. 事業費	円 0	円 0	円 0	円 0	
(1)新規就農者補助事業	0		0	0	
(2)融資主体型補助事業	0		0	0	
(3)追加的信用供与補助事業	0		0	0	
(4)集落営農補助事業	0		0	0	
2. 推進事務費	0		0	0	
計	0	0	0	0	

VI 事業実施主体の概要

代表者名		所在地	
構成団体名		事務局を担当する組織の名称	
担当者名等	(役職) (氏名)	電話・FAX	

[添付資料]

1. (別添1-1)新規就農者補助事業対象経営体調書
2. (別添1-2)融資主体型補助事業対象経営体調書
3. (別添1-3)集落営農補助事業対象経営体調書
4. (別添1-4)集落営農法人化等経営発展計画書
5. (別添1-5)事業実施主体要件適合確認書(地域協議会が事業実施主体の場合に限る)
6. 計画位置図
計画位置図は、既存の市町村地形図等を用い、次の要領で作成するものとする。
 - (1)実施地区を黒色の実線で囲む。
 - (2)施行位置については、新規就農者補助事業は赤色、融資主体型補助事業は青色、集落営農補助事業は緑色で図示する。
 - (3)事業毎に農地等の改良、造成又は復旧の場合、施行位置を事業毎の色で囲む。(農道等の線的事業については、該当路線等を)
 - (4)農業用機械・施設の施行位置は、設置場所(機械については保管場所)を事業毎の色で図示する。
 - (5)施行位置は、対象経営体、事業内容の異なる個々の事業毎に図示し、実線を引いて余白面に当該事業の対象経営体名、事業内容を表示する。
7. 対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織、その他任意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料。また、女性経営体の場合は、助成対象者である女性経営体が要件を満たしていることが分かる資料。
8. 事業実施主体が定める本補助金の交付に関する規定又は要綱等
9. その他地方農政局長が必要と認める資料

新規就農者補助事業対象経営体調書

No	助成対象者名	住 所	代表者名 (法人等の場合に記載)

I 助成対象者の概要

<input type="checkbox"/> 1. 認定就農者	<input type="checkbox"/> 青年認定就農者	就農年月	
<input type="checkbox"/> 2. 認定就農者が代表者である農業法人			

(注) 1. と2. のいずれかの□にチェックを入れること。青年等就農法第2条第1項に定める青年として就農計画の認定を受けた者である場合は青年認定就農者の□にチェックを入れること。

II 事業内容等

No	事業内容 (機械名等、規模、台数等)	着工(契約) 予定年月日	竣工予定 年月日	農業機械等の保管・設置・施工住所
1				
2				
3				

No	事業費(円)	資金調達計画(円)			担保措置 の有無	耐用 年数 (年)	備考
		助成金	その他	うち 就農支援資金			
1	0				<input type="checkbox"/>	20	
2	0				<input type="checkbox"/>		
3	0				<input type="checkbox"/>		
計	0	0	0	0	■ 上限400万円以下		

(注)「担保措置の有無」の欄は、融資のための担保に供する場合、□にチェックを入れること。

「耐用年数」の欄は、導入する機械等の耐用年数を記載すること。

III 支援計画の成果目標との関連性

<input type="checkbox"/> ①農業の6次 産業化	<input type="checkbox"/> ②経営面積の 拡大	<input type="checkbox"/> ③農業経営の 法人化	<input type="checkbox"/> ④新規作物の 導入	<input type="checkbox"/> ⑤農産物品質の 向上	<input type="checkbox"/> ⑥生産コストの 縮減
<input type="checkbox"/> ⑦集落営農組織 の育成	<input type="checkbox"/> ⑧新規就農者の 育成・確保	<input type="checkbox"/> ⑨雇用者の確保			

(注)関連する成果目標の□にチェックを入れること。

IV 経営改善目標

項 目	現状 (計画時)	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	目標年度 (3年度目)

V 関連事業の実施状況

関連事業の名称	実施年度	事業内容	事業費 (千円)	国費 (千円)	備考

(注)平成21年度以降の関連事業の実施状況(予定を含む)を記載。

〔添付資料〕

- ・助成対象者の就農計画
- ・汎用性の高い機械を導入するに当たっては、以下の内容を機械ごとに添付すること。
 - (1) 導入機械の他用途への転用防止措置
 - (2) 恒常的利用の担保措置
 - (3) 導入後の適正利用の担保措置

(別添1-2)

融資主体型補助事業対象経営体調書

No	助成対象者名	住所	代表者名 (法人等の場合に記載)

I 助成対象者の概要

1. 認定農業者 2. 集落営農組織
(共同販売経理を実施している 共同販売経理を行う予定である(開始予定年月:平成 年 月予定)
3. 経営発展志向農業者 4. 1から3までの者で組織する団体

(注)該当する経営体の□にチェックを入れること。2.に該当する場合には、()内の□にチェックを入れるとともに、共同販売経理を行う予定である場合は開始予定年月を記入すること。

II 事業内容等

No	事業内容 (機械等名、規模、台数等)	着工(契約) 予定年月日	竣工予定 年月日	農業機械等の保管・設置・施工住所
1				
2				
3				

No	事業費(円) A	資金調達計画(円)				助成率 (%) B/A	融資率 (%) C/A	担保措置 の有無	耐用 年数 (年)	備考
		助成金 B	融資 C	自己資金	その他					
1	0						<input type="checkbox"/>			
2	0						<input type="checkbox"/>			
3	0						<input type="checkbox"/>			
計	0	0	0	0	0					

(注)「担保措置の有無」の欄は、融資のための担保に供する場合、□にチェックを入れること。

「耐用年数」の欄は、導入する機械等の耐用年数を記載すること。

III 支援計画の成果目標との関連性

- ①農業の6次産業化 ②経営面積の拡大 ③農業経営の法人化 ④新規作物の導入 ⑤農産物品質の向上 ⑥生産コストの縮減
- ⑦集落営農組織の育成 ⑧新規就農者の育成・確保 ⑨雇用者の確保

(注)関連する成果目標の□にチェックを入れること。

IV 経営改善目標

項目	関連する 事業内容No	現状 (計画時)	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	目標年度 (3年度目)	目標 ポイント
①						
②						
③						

(注)最低1つは記載すること。

融資主体型補助に おける助成限度率(%)		←	目標ポイント計	
-------------------------	--	---	---------	--

V 追加的信用供与補助事業の活用計画

項 目	資金調達のうち融資の概要	
	融資①	融資②
金融機関名		
融 資 名		
融資金額(円)		
償 還 年 数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用(※)	<input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望する <input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望しない	<input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望する <input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望しない

(注)いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

VI 関連事業の実施状況

関連事業の名称	実施年度	事業内容	事業費 (千円)	国費 (千円)	備考

(注)平成21年度以降の関連事業の実施状況(予定を含む)を記載。

[添付資料]

・汎用性の高い機械を導入するに当たっては、以下の内容を機械ごとに添付すること。

- (1) 導入機械の他用途への転用防止措置
- (2) 恒常的利用の担保措置
- (3) 導入後の適正利用の担保措置

集落営農補助事業対象経営体調書

No	助成対象者名	住 所	代表者名 (法人等の場合に記載)

I 助成対象者の概要

1.共同販売経理を行っている。 2.共同販売経理を行う予定である。(開始予定年月:平成 年 月 予定)

(注)該当する□にチェックを入れること。2.に該当する場合は、開始予定年月を記入すること。

II 事業内容等

No	事業内容 (機械等名、規模、台数等)	着工(契約) 予定年月日	竣工予定 年月日	農業機械等の保管・設置・施工住所
1				
2				
3				

No	事業費(円)	資金調達計画(円)		担保措置 の有無	耐用 年数 (年)	備考
		助成金	その他			
1	0			<input type="checkbox"/>		
2	0			<input type="checkbox"/>		
3	0			<input type="checkbox"/>		
計	0	0	0	/		

(注)「担保措置の有無」の欄は、融資のための担保に供する場合、□にチェックを入れること。

「耐用年数」の欄は、導入する機械等の耐用年数を記載すること。

III 支援計画の成果目標との関連性

①農業の6次産業化
 ②経営面積の拡大
 ③農業経営の法人化
 ④新規作物の導入
 ⑤農産物品質の向上
 ⑥生産コストの縮減
 ⑦集落営農組織の育成
 ⑧新規就農者の育成・確保
 ⑨雇用者の確保

(注)関連する成果目標の□にチェックを入れること。

IV 経営改善目標

項 目	現状 (計画時)	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	目標年度 (3年度目)
農業経営の法人化	()	年 月 日 ()	年 月 日 ()	年 月 日 ()

(注)法人化年月日及び法人形態を記入すること。

V 関連事業の実施状況

関連事業の名称	実施年度	事業内容	事業費 (千円)	国費 (千円)	備考

(注)平成21年度以降の関連事業の実施状況(予定を含む)を記載。

[添付資料]

(別添1-4)集落営農法人化等経営発展計画書を作成の上、添付すること。

集落営農法人化等経営発展計画書

I 目標とする農業経営の指標

戸数	戸	営農類型		
経営規模		現状	目標	
	所有地	ha	ha	
	借入地	ha	ha	
	作業受託面積	ha	ha	
経営管理の方法				
農業従事の態様等				
機械装備 (機械施設の型式、性能、規模等及び台数)	現状		計画	

II 目指すべき法人形態

--

III 目指すべき経営展開の方向

<input type="checkbox"/> 1. 地域の農地を荒廃させないように農業生産の継続を目指す組織	<input type="checkbox"/> 2. 集落の繋がりで農業生産の継続を目指す組織
<input type="checkbox"/> 3. 地域農業の新たな担い手として経営発展を目指す組織	<input type="checkbox"/> 4. その他()

(注)該当する項目の□にチェックを入れること。4.に該当する場合は、()に具体的な内容を記載すること。

IV 法人化及び新たな経営展開に向けた取組内容、法人化達成予定日

実施予定時期	法人化等に向けた取組内容(実施する事項)
法人化予定年月日	平成 年 月 日

事業実施主体要件適合確認書

構成団体		
代表者名	氏名	
	構成組織及び役職	
事業執行責任者	氏名	
	構成組織及び役職	
事務処理責任者	氏名	
	構成組織及び役職	
会計処理責任者	氏名	
	構成組織及び役職	
監事	氏名	
	構成組織及び役職	

[添付資料]

1. 協議会規約等
2. その他地方農政局等が必要と認める資料

〔記入要領〕

1 経営体育成支援計画書(一般型)

(1) 市町村名の欄及び地区名の欄には上段にフリガナを付ける。

(2) Iの地域農業の現状と将来ビジョンは、主要作物の動向、新規作物の動向、生産基盤の状況、生産組織の現状等を記載し、経営体の育成・確保に向けて地域が掲げる課題を簡潔に記入する。なお、取組方針については、設定する成果目標との関連に留意した上で記入すること。

(3) IIの経営体の育成・確保に関する成果目標のうち事後評価の具体的な検証方法は、客観的に検証できる手法(方法)を記入する。

2 経営体調書

(1) 様式中の「□」は、該当する事項に「■」又は「レ」を記載する。

(2) IVの経営改善目標の項目の欄は、要領別表2の目標項目及び数値目標を記載する。なお、目標項目のうち(1)農業の6次産業化、(2)経営面積の拡大、(3)耕作放棄地の解消、(8)雇用者の確保については、次の内容について具体的に記載するものとする。

ア (1)農業の6次産業化については、加工原材料等の地区内生産割合の現状及び目標について記載すること。

イ (2)経営面積の拡大については、経営耕地面積に係る利用権等の設定等若しくは農作業の受託している農家戸数及び経営面積の現状(作目を含む)及び目標について記載すること。

ウ (3)耕作放棄地の解消については、解消面積の現状及び目標について記載すること。

エ (8)雇用者の確保については、雇用者数の受入人数の現状及び目標について記載すること。

3 集落営農法人化等経営発展計画書

Iの目標とする農業経営の指標の機械装備の計画欄については、機械施設の型式、性能、規模等及び台数の他、各機械施設の稼働面積を記載すること。また、集落営農に参加する農家が保有する農業用機械の稼働率や過剰装備の有無等の実態を把握した上、集落営農組織で再活用する個人所有農業用機械の有無及びこれ以外の個人所有農業用機械の取扱いについても併せて記載すること。

4 その他(共通事項)

記載欄が不足する場合は、必要に応じて適宜挿入すること。

支援計画書の「実施計画」及び経営体調書の「事業内容等」の備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「合計」の欄の「備考」の欄に合計(「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」)を記入すること。

平成 年度経営体育成支援計画書(条件不利地域型)

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

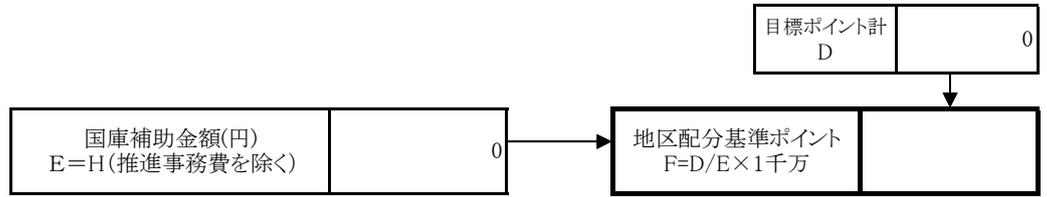
I 地域農業の現状と将来ビジョン

対象地域の概要	
1. 農家1戸当たりの平均農地面積がおおむね0.5ha(北海道は2ha)未満であり、かつ農地面積が0.5ha(北海道は2ha)未満の農家がおおむね5割以上を占める地域	平均農地面積 農地面積0.5ha(北海道は2ha)未満の農家の割合 ha %
2. 販売農家に対する副業的農家の割合が7割(北海道は3割)以上の地域であって、主業農家の割合が1割(北海道は6割)以下の地域	販売農家に対する副業的農家の割合 主業農家の割合 %
3. 1及び2以外の地域であって、地形的条件等から事業実施主体が認める地域	(理由)
地域農業の現状と課題	
意欲ある多様な経営体の育成・確保に向けた取組方針	

II 意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する成果目標

(単位:人、経営体、人・日)

成果目標項目	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	目標年度 (3年度目) A	基準指標 (1点当たり目標値) B	目標ポイント C=A/B (端数切り捨て)
① 農業の6次産業化				1経営体	
うち6次産業化法認定事業者				1経営体 (5点加算)	
うち女性経営体又は女性組織等との連携				1経営体 (5点加算)	
② 経営面積の拡大				1経営体	
うち耕作放棄地の解消				1経営体 (1点加算)	
③ 農業経営の法人化				1経営体	
うち集落営農組織				1経営体 (5点加算)	
④ 新規作物の導入				1経営体	
⑤ 農産物の品質向上				1経営体	
⑥ 生産コストの縮減				1経営体	
⑦ 集落営農組織の育成				1経営体	
⑧ 新規就農者の育成・確保				1人 (5点)	
うち青年認定就農者				1人 (5点加算)	
⑨ 雇用者の確保				240人・日 (常時雇用1名相当)	



[目標設定の考え方及び事後評価の具体的な検証方法]

成果目標項目	目標設定の考え方	事後評価の検証方法

Ⅲ 実施計画

(単位:円)

区 分	総事業費 G=H+I+J+K	負担区分				備 考
		国庫補助金 H	その他 I	対象経営体負担経費		
				融資 J	自己負担 K	
1. 事業費	0					経営体数: 経営体
2. 推進事務費	0			/	/	適否(推進費の国庫補助金の0.4%以内) 適
計	0	0	0	0	0	

[推進事務費の具体的な内容]

具体的な用途

Ⅳ 事業完了(予定)年月日 平成 年 月 日

V 収支予算(精算)

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
国庫補助金	0		0	0	
その他	0		0	0	
計	0	0	0	0	

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
1. 事業費	0		0	0	
2. 推進事務費	0		0	0	
計	0	0	0	0	

VI 事業実施主体の概要

代表者名		所在地	
構成団体名		事務局を担当する組織の名称	
担当者名等	(役職) (氏名)	電話・FAX	

[添付資料]

1. (別添2-1) 条件不利地域型経営体調書
2. (別添2-2) 助成対象者要件適合確認書
3. (別添2-3) 事業実施主体要件適合確認書(地域協議会が事業実施主体の場合に限る)
4. 計画位置図

計画位置図は、既存の市町村地形図等を用い、次の要領で作成するものとする。

(1) 実施地区を黒色の実線で囲む。

(2) 農地等の改良、造成又は復旧の施行位置を赤色で囲む。(農道等の線的事業については、該当路線等を赤色で図示)

(3) 農業用機械等の施行位置は、保管場所又は設置場所を赤丸で図示する。

(4) 施行位置は、対象経営体、整備内容の異なる個々の事業毎に図示し、実線を引いて余白面に当該事業の対象経営体名、整備内容を表示する。

5. 対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織、その他任意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料。

6. 事業実施主体が定める本補助金の交付に関する規定又は要綱等

7. その他地方農政局長が必要と認める資料

(別添2-1)

条件不利地域型経営体調書

No	助成対象者名	住 所	代表者名 (法人等の場合に記載)

I 助成対象者の概要

<input type="checkbox"/> 1. 農業者等の組織する団体 (構成農家戸数 戸)	<input type="checkbox"/> 2. 農業協同組合	<input type="checkbox"/> 3. 土地改良区	<input type="checkbox"/> 4. 農業委員会
<input type="checkbox"/> 5. 第3セクター等	<input type="checkbox"/> 6. 参入法人(※)		

(注) 該当する□にチェックを入れること。1.に該当する場合は構成農家戸数を記入すること。6.に該当する場合は、(別添2-2)助成対象者要件適合確認書を作成の上、添付すること。

II 事業内容等

No	事業内容 (機械等名、規模、台数等)	着工(契約) 予定年月日	竣工予定 年月日	農業機械等の保管・設置・施工住所
1				
2				
3				

No	事業費(円)	資金調達計画(円)		担保措置 の有無	耐用 年数 (年)	備考
		助成金	その他			
1	0			<input type="checkbox"/>		
2	0			<input type="checkbox"/>		
3	0			<input type="checkbox"/>		
計	0	0	0			

(注) 「担保措置の有無」の欄は、融資のための担保に供する場合、□にチェックを入れること。

「耐用年数」の欄は、導入する機械等の耐用年数を記載すること。

III 支援計画の成果目標との関連性

<input type="checkbox"/> ①農業の6次 産業化	<input type="checkbox"/> ②経営面積の 拡大	<input type="checkbox"/> ③農業経営の 法人化	<input type="checkbox"/> ④新規作物の 導入	<input type="checkbox"/> ⑤農産物品質の 向上	<input type="checkbox"/> ⑥生産コストの 縮減
<input type="checkbox"/> ⑦集落営農組織 の育成	<input type="checkbox"/> ⑧新規就農者の 育成・確保	<input type="checkbox"/> ⑨雇用者の確保			

(注) 関連する成果目標の□にチェックを入れること。

IV 経営改善目標

項 目	現状 (計画時)	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	目標年度 (3年度目)

V 機械等の利用計画(※IIの事業内容等の事業内容欄に記載した機械等ごとに記入すること)

No	管理主体	管理運営	利用(稼働)期間及び利用者(年間)	機械利用又は施設運営に係る収入/年間(千円)	機械利用又は施設運営に係る支出/年間(千円)	利用目標			
						主な経営類型 上位4つ+その他	農家数 (戸)	耕地面積 (ha)	農業所得 (千円)
		職員 人		内訳)	内訳)				
		パート 人							

機械等に係る目標

受益面積	対象作物	稼働目標(処理量等)/年間	期待される効果	適正かつ十分な利用が見込まれる理由

(別添2-2)

助成対象者要件適合確認書

No	対象経営体名	組織形態	業 種	農業従事者数
				人

I 3戸以上の農家から利用権の設定等を受ける農用地の利用集積等に係る目標及び達成プログラム

権利設定等の内容		目標及び達成プログラム				
		事 項	現在	1年度目	2年度目	目標年度
		利用集積面積(ha)				
契約期間		農家数(戸)				

(注) 農作業の委託に係るものは上段に()書きすること。

II 3戸以上の農家から原料供給を受けて行う加工等に係る目標及び達成プログラム

契約の内容		目標及び達成プログラム				
		事 項	現在	1年度目	2年度目	目標年度
		原料名				
契約期間		農家数(戸)				

(注) 複数の原料を供給する場合にあつては、適宜欄を追加して記載すること。

III 会社における資本金等の要件

資本金等の額		常時使用する従業員数	大企業から出資を受けている場合、会社法第2条第3号に定める子会社の該当の有無
資本金額	万円	人	□ 有 □ 無
出資総額	万円		

(注) 「大企業から出資を受けている場合、会社法第2条第3号に定める子会社の該当の有無」欄については、該当する□にチェックを入れること。
また、「大企業とは」資本金の額又は出資の総額が3億円を超え又は常時使用する従業員の数が300人を超える法人をいう。

(別添2-3)

事業実施主体要件適合確認書

構成団体		
代表者名	氏名	
	構成組織及び役職	
事業執行責任者	氏名	
	構成組織及び役職	
事務処理責任者	氏名	
	構成組織及び役職	
会計処理責任者	氏名	
	構成組織及び役職	
監事	氏名	
	構成組織及び役職	

[添付資料]

1. 協議会規約等
2. その他地方農政局等が必要と認める資料

〔記入要領〕

1 経営体育成支援計画書(条件不利地域型)

(1) 市町村名の欄及び地区名の欄には上段にフリガナを付ける。

(2) Iの地域農業の現状と将来ビジョンは、主要作物の動向、新規作物の動向、生産基盤の状況、生産組織の現状等を記載し、経営体の育成・確保に向けて地域が掲げる課題を簡潔に記入する。なお、取組方針については、設定する成果目標との関連に留意した上で記入すること。

(3) IIの経営体の育成・確保に関する成果目標のうち事後評価の具体的な検証方法は、客観的に検証できる手法(方法)を記入する。

2 条件不利地域型経営体調書

(1) 様式中の「□」は、該当する事項に「■」又は「レ」を記載する。

(2) IVの経営改善目標の項目の欄は、要領別表2の目標項目及び数値目標を記載する。(助成対象者が農業協同組合、土地改良区、農業委員会及び第3セクター等の場合は、受益者が取り組む経営改善目標を記載。) なお、目標項目のうち(1)農業の6次産業化、(2)経営面積の拡大、(3)耕作放棄地の解消、(8)雇用者の確保については、次の内容について具体的に記載するものとする。

ア (1) 農業の6次産業化については、加工原材料等の地区内生産割合の現状及び目標について記載すること。

イ (2) 経営面積の拡大については、経営耕地面積に係る利用権等の設定等若しくは農作業の受託している農家戸数及び経営面積の現状(作目を含む)及び目標について記載すること。

ウ (3) 耕作放棄地の解消については、解消面積の現状及び目標について記載すること。

エ (8) 雇用者の確保については、雇用者数の受入人数の現状及び目標について記載すること。

3 その他(共通事項)

記載欄が不足する場合は、必要に応じて適宜挿入すること。

支援計画書の「実施計画」及び経営体調書の「事業内容等」の備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「合計」の欄の「備考」の欄に合計(「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」)を記入すること。

(別紙様式第3号)

平成○年度経営体育成支援計画承認申請書

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

○○○○協議会
会長 ○ ○ ○ ○ 印
〔又は
○○市(町村)長 印〕

経営体育成支援事業実施要綱(平成23年○月○日付け22経営第○号農林水産事務次官依命通知)第3の7の(2)の規定に基づき承認を受けたいので、下記地区に係る経営体育成支援計画書を添えて申請(提出)します。

記

市町村名	地区名

(注) 関係書類として、経営体育成支援計画書を添付すること。

振替地区については、上記の「申請」を「提出」とし、要領別記1の第1の4の(1)により本事業の経営体育成支援計画みなされた計画を添付すること。

Ⅲ 集落営農組織における農産物の共同販売経理状況

No	対象経営体名	共同販売経理 開始予定年月 (計画時)	実施状況(年月日)

Ⅳ 達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)

[記入要領]

1 「現状」「目標」欄は、経営体育成支援計画書(以下「支援計画」という。)及び経営体調書の「現状」「目標年度」欄の内容を記入する。

I 及びIIの「達成状況」欄の上段は、支援計画及び経営体調書にある計画を記入し、「○年度目の達成状況(%)」欄はその年度の計画に対する達成状況を記入する。

2 IIの対象経営体の経営改善目標に関する達成状況は、支援計画の添付資料である経営体調書に掲げた経営改善目標の項目について、対象経営体毎に以下のとおり記入する。なお、記入欄は対象経営体数等に応じて適宜挿入すること。

(1) IIの経営改善目標の達成状況の達成率は、(実績－現状)／(年度計画－現状)×100により求めるものとする。

(小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する。)

なお、(実績－現状)＝0、(年度計画－現状)＝0となる場合の達成率の記入方法は、以下によるものとする。

①数値目標が漸増する場合

現状	年度計画	実績	(実績－現状)／(年度計画－現状)×100	記入方法
0	0	0	$(0-0) / (0-0) \times 100 = 0 / 0 \times 100$	100%
0	0	α	$(\alpha-0) / (0-0) \times 100 = \alpha / 0 \times 100$	皆
α	α	α	$(\alpha-\alpha) / (\alpha-\alpha) \times 100 = 0 / 0 \times 100$	100%
α	α	β	$(\beta-\alpha) / (\alpha-\alpha) \times 100 = (\beta-\alpha) / 0 \times 100$ $\alpha < \beta$	皆

(注) α 及び β は、0以外の数値をいう。

(2)数値目標が漸減する場合

現状	年度計画	実績	(実績－現状)／(年度計画－現状)×100	記入方法
0	0	0	$(0-0) / (0-0) \times 100 = 0 / 0 \times 100$	100%
α	α	α	$(\alpha-\alpha) / (\alpha-\alpha) \times 100 = 0 / 0 \times 100$	100%
α	α	0	$(0-\alpha) / (\alpha-\alpha) \times 100 = -\alpha / 0 \times 100$	皆
α	α	β	$(\beta-\alpha) / (\alpha-\alpha) \times 100 = (\beta-\alpha) / 0 \times 100$ $\alpha > \beta$	皆

(注) α 及び β は、0以外の数値をいう。

なお、集落営農補助事業に取り組む場合にあっては、経営改善目標欄に目標項目及び法人形態を記入すること。

3 IIIの集落営農組織における農産物の共同販売経理状況は、融資主体型補助事業及び集落営農補助事業に取り組んでいる集落営農組織における共同販売経理の状況を記入する。

4 IVの達成状況に対する事業実施主体の所見(評価)の欄は、事業実施年度から2年度目にあつては、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成見込がないと判断される場合は、達成に向けた具体的な取組内容を記入すること。

また、目標年度において目標を達成していない場合は、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入する。

経営体育成支援事業目標達成状況報告書(条件不利地域型)(○年度目)

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度

I 意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する成果目標

(単位:経営体、人、人・日)

成果目標項目	目 標 (3年度目)	達成状況(上段:計画、下段:実績)			○年度目 達成状況 (%)
		1年度目	2年度目	目標年度	
① 農業の6次産業化(経営体数)					
うち6次産業化法認定事業者					
うち女性経営体及び女性組織等との連携					
経営面積の拡大(経営体数)					
② うち耕作放棄地の解消					
農業経営の法人化(経営体数)					
③ うち集落営農組織					
④ 新規作物の導入(経営体数)					
⑤ 農産物の品質向上(経営体数)					
⑥ 生産コストの縮減(経営体数)					
⑦ 集落営農組織の育成(経営体数)					
新規就農者の育成・確保(人)					
⑧ うち青年認定就農者					
⑨ 雇用者の確保(経営体数)					

II 対象経営体の経営改善目標

No	助成対象者名	経営改善目標	現 状 (計画時)	目 標 (3年度目)	達成状況(上段:計画、下段:実績)			○年度目 達成状況 (%)
					1年度目	2年度目	目標年度	

Ⅲ 機械等の利用状況

No	助成対象者名	機械等名		達成状況			○年度目 達成状況 (%)
項目(評価基準)	算定指標	現 状 (計画時)	目 標 (3年度目)	1年度目	2年度目	目標年度	
利用計画に対する 利用状況(70%以上)	○○○○(計画) A						
	○○○○(実績) B						
	利用状況(%) $C=B/A$						
地区内農畜産物の仕入・ 委託販売額の割合 (50%以上)	総販売額(千円) D						
	うち地区内農産物(千円) E						
	割合(%) $F=E/D$						
施設運営に係る収支状況 (80%以上)	収入(千円) G						
	支出(千円) H						
	収支率(%) $I=G/H$						
収支計画に対する収入実 績割合(70%以上)	収入計画(千円) J						
	収入実績(千円) K						
	収入実績割合(%) $L=K/J$						

※記入に当たっては、記入要領を参照のこと。

Ⅳ 達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)

〔記入要領〕

1 「現状」「目標」欄は、経営体育成支援計画書(以下「支援計画」という。)及び経営体調書の「現状」「目標年度」欄の内容を記入する。

I及びIIの「達成状況」欄の上段は、支援計画及び経営体調書にある計画を記入し、「○年度目の達成状況(%)」欄はその年度の計画に対する達成状況を記入する。

2 IIの対象経営体の経営改善目標に関する達成状況は、支援計画の添付資料である経営体調書に掲げた経営改善目標の項目について、対象経営体毎に以下のとおり記入する。なお、記入欄は対象経営体数等に応じて適宜挿入すること。

(1) IIの経営改善目標の達成状況の達成率は、(実績－現状)／(年度計画－現状)×100により求めるものとする。

(小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する。)

なお、(実績－現状) = 0、(年度計画－現状) = 0となる場合の達成率の記入方法は、以下によるものとする。

①数値目標が漸増する場合

現状	年度計画	実績	(実績－現状)／(年度計画－現状)×100	記入方法
0	0	0	$(0-0) / (0-0) \times 100 = 0/0 \times 100$	100%
0	0	α	$(\alpha-0) / (0-0) \times 100 = \alpha/0 \times 100$	皆
α	α	α	$(\alpha-\alpha) / (\alpha-\alpha) \times 100 = 0/0 \times 100$	100%
α	α	β	$(\beta-\alpha) / (\alpha-\alpha) \times 100 = (\beta-\alpha) / 0 \times 100$ $\alpha < \beta$	皆

(注) α 及び β は、0以外の数値をいう。

(2)数値目標が漸減する場合

現状	年度計画	実績	(実績－現状)／(年度計画－現状)×100	記入方法
0	0	0	$(0-0) / (0-0) \times 100 = 0/0 \times 100$	100%
α	α	α	$(\alpha-\alpha) / (\alpha-\alpha) \times 100 = 0/0 \times 100$	100%
α	α	0	$(0-\alpha) / (\alpha-\alpha) \times 100 = -\alpha/0 \times 100$	皆
α	α	β	$(\beta-\alpha) / (\alpha-\alpha) \times 100 = (\beta-\alpha) / 0 \times 100$ $\alpha > \beta$	皆

(注) α 及び β は、0以外の数値をいう。

なお、集落営農補助事業に取り組む場合にあっては、経営改善目標欄に目標項目及び法人形態を記入すること。

3 IIIの機械等の利用状況のうち利用計画に対する利用状況の算定指標の欄には、利用率を算定するための指標を記入する(例:当該施設の受益面積、処理量、販売額、利用者数等)。

4 IIIの機械等の利用状況のうち「地区内農畜産物の仕入・委託販売額の割合」の欄及び「施設運営に係る収支状況」の欄は、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設について記入する。

5 IIIの機械等の利用状況のうち地区内農畜産物の仕入・委託販売額の割合の欄は、当該施設において処理・加工、販売、食材供給される農畜産物のうち、支援計画の添付資料である経営体調書において仕入れ又は委託販売することとされた品目にかかる金額とする。

また、うち地区内農畜産物の欄は、農畜産物の仕入・委託販売額のうち、受益地域内で生産された農畜産物の品目にかかる金額とする。

6 IIIの機械等の利用状況の達成状況の欄は、次により記入する。

利用計画に対する利用状況	利用率が70%以上の場合は「○」を、70%未満の場合は「×」を記入
地区内農畜産物の仕入・委託販売額の割合	地区内農畜産物の割合が50%以上の場合は「○」を、50%未満の場合は「×」を記入
施設運営に係る収支状況	収支率が80%以上の場合は「○」を、80%未満の場合は「×」を記入
収支計画に対する収入実績割合	収入実績割合が70%以上の場合は「○」を、70%未満の場合は「×」を記入

7 IVの達成状況に対する事業実施主体の所見(評価)の欄は、事業実施年度から2年度目にあつては、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成見込がないと判断される場合は、達成に向けた具体的な取組内容を記入すること。

また、目標年度において目標を達成していない場合は、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入する。

Ⅲ 集落営農組織における農産物の共同販売経理状況

No	対象経営体名	共同販売経理 開始予定年月 (計画時)	実施状況(年月日)

Ⅳ 達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)

[記入要領]

1 「現状」「目標」欄は、経営体育成施設整備計画書(以下「マスタープラン」という。)及び経営体調書の「現状」「目標年度」欄の内容を記入する。

I 及び II の「達成状況」欄の上段は、マスタープラン及び経営体調書にある計画を記入し、「○年度目の達成状況(%)」欄はその年度の計画に対する達成状況を記入する。

「目標年度」欄の内容及び各年度の計画について、軽微な変更を行った場合は変更した年度の目標達成状況報告をする際、変更前の数値を上段括弧書きで記入すること。

(1) I 及び II の達成状況の達成率は、(実績－現状) / (年度計画－現状) × 100により求めるものとする。

(小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する。)

なお、(実績－現状) = 0、(年度計画－現状) = 0となる場合の達成率の記入方法は、以下によるものとする。

①数値目標が漸増する場合

現状	年度計画	実績	(実績－現状) / (年度計画－現状) × 100	記入方法
0	0	0	$(0-0) / (0-0) \times 100 = 0/0 \times 100$	100%
0	0	α	$(\alpha-0) / (0-0) \times 100 = \alpha/0 \times 100$	皆
α	α	α	$(\alpha-\alpha) / (\alpha-\alpha) \times 100 = 0/0 \times 100$	100%
α	α	β	$(\beta-\alpha) / (\alpha-\alpha) \times 100 = (\beta-\alpha) / 0 \times 100$ $\alpha < \beta$	皆

(注) α 及び β は、0以外の数値をいう。

(2) 数値目標が漸減する場合

現状	年度計画	実績	(実績－現状) / (年度計画－現状) × 100	記入方法
0	0	0	$(0-0) / (0-0) \times 100 = 0/0 \times 100$	100%
α	α	α	$(\alpha-\alpha) / (\alpha-\alpha) \times 100 = 0/0 \times 100$	100%
α	α	0	$(0-\alpha) / (\alpha-\alpha) \times 100 = -\alpha/0 \times 100$	皆
α	α	β	$(\beta-\alpha) / (\alpha-\alpha) \times 100 = (\beta-\alpha) / 0 \times 100$ $\alpha > \beta$	皆

(注) α 及び β は、0以外の数値をいう。

2 II の対象経営体の経営改善目標に関する達成状況は、マスタープランの添付資料である経営体調書に掲げた経営改善目標の項目について、対象経営体毎に記入する。なお、記入欄は対象経営体数等に応じて適宜挿入すること。

なお、集落営農補助事業に取り組む場合にあっては、経営改善目標欄に目標項目及び法人形態を記入すること。

3 III の集落営農組織における農産物の共同販売経理状況は、融資主体型補助事業及び集落営農補助事業に取り組んでいる集落営農組織における共同販売経理の状況を記入する。

4 IVの達成状況に対する事業実施主体の所見(評価)の欄は、承認年度から4年度目にあつては、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成見込がないと判断される場合は、達成に向けた具体的な取組内容を記入すること。

また、目標年度において目標を達成していない場合は、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入する。

(別紙様式第7号)

経営体育成支援事業目標達成状況報告書

農政局名	
------	--

承認年度	都道府県名	市町村名	地区名	事業タイプ	所見(評価)及び指導内容を 踏まえた地方農政局等の所見(評価)及び指導内容

- (注) 1 事業タイプ欄は、一般型、条件不利地域型、振替地区（経営体育成又は、強農）を記入する。
- 2 地方農政局長は、本様式を経営局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 3 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「―」を記入する。
- 4 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

別記2 経営体育成交流啓発事業

本事業は、要綱第3の7の(3)の事業計画を提出して実施するものとする。

第1 事業内容

1 交流啓発活動

(1) 経営体交流実行委員会の開催

要綱別表の事業内容欄の3の(1)のアの「経営体交流実行委員会の開催」については、(2)に定める経営体交流会の開催を実施するための検討及び報告書の作成を行うものとする。

(2) 経営体交流会の開催

要綱別表の事業内容欄の3の(1)のイの「経営体交流会の開催」については、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき市町村の認定を受けた者をいう。以下同じ。）等意欲ある担い手の連帯感の醸成や、集落営農の組織化・法人化、農業経営の法人化への気運向上、農業技術や経営の情報交換等を目的とした交流会を開催するものとする。

(3) 優良経営体表彰・発表会の開催

要綱別表の事業内容欄の3の(1)のウの「優良経営体表彰・発表会の開催」については、全国優良経営体表彰実施要領（平成22年4月1日付け22経営第7194号農林水産省経営局長通知。以下「表彰実施要領」という。）第7の3の規定に基づく選賞審査により選考された優良事例について、表彰・発表会を行うものとする。

2 優良経営体調査等活動

表彰実施要領第7に定める事項を円滑に実施するための次の活動を行うものとする。

(1) 優良経営体調査活動

要綱別表の事業内容欄の3の(2)のアの「優良経営体調査活動」については、表彰実施要領第7の1の規定に基づき、全国各地の優良事例について調査を行うものとし、優良事例集を取りまとめ、都道府県等その他の関係機関に配布することができる。

(2) 優良経営体選考委員会の開催

要綱別表の事業内容欄の3の(2)のイの「優良経営体選考委員会の開催」については、地域農業の振興や活性化に寄与した認定農業者等の優良事例集の作成や1の(3)の表彰を行うため、表彰実施要領第7の3の規定に基づき、優良経営体選考委員会を開催するものとする。

3 補助対象範囲

本事業の補助対象範囲は別表のとおりとする。

第2 事業実施主体

要綱別表の事業内容欄の3に対応する事業実施主体欄に規定する「全国担い手育成総合支援協議会」とし、同協議会は、必要に応じて都道府県又は都道府県担い手育成総合支援協議会その他の関係機関に、当該事業の一部を委任することができるものとする。

第3 実施手続

要綱第3の7の(3)の事業計画及び第4の4の事業実績の作成は、経営体育成交流啓発事業計画（実績報告）書（別紙様式）により行うものとする。

第4 実施状況の報告

要綱第4の4に定める報告は、当該年度の翌年度の4月末日までに行うものとする。

(別紙様式)

平成○年度経営体育成交流啓発事業計画（実績報告）書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

全国担い手育成総合支援協議会
会長 ○ ○ ○ ○ 印

標記について、経営体育成支援事業実施要綱（平成23年○月○日付け22経営第○号農林水産事務次官依命通知）第3の7の(3)の規定に基づき提出します。

※ 実績報告書の場合は、———を第4の4とする

記

1 交流啓発活動

(1) 経営体交流実行委員会の開催

ア 実行委員会の開催

開催回数 (実施時期)	検討内容	委員人員	備考 (経費内訳)

※実行委員会の委員名簿を添付すること。

イ 報告書の作成

作成時期	配布先	作成部数	備考 (経費内訳)

(2) 経営体交流会（全体交流会・地域交流会）の開催

開催時期	開催場所	開催内容	参加人員	備考 (経費内訳)

※全体交流会、地域交流会毎に記載すること。

(3) 優良経営体表彰・発表会の開催

開催時期	開催場所	開催内容	参加人員	備考 (経費内訳)

2 優良経営体調査等活動

(1) 優良経営体調査活動

ア 優良経営体調査

実施時期	調査内容	調査箇所、調査経営体数 及び調査票配布部数	備考 (経費内訳)

※調査経営体数の内訳（個人経営体・法人経営体・集落営農）を記入すること。

イ 優良事例集の作成

作成時期	配布先	作成部数	備考 (経費内訳)

(2) 優良経営体選考委員会の開催

開催回数 (開催時期)	検討・選考内容	委員人員	備考 (経費内訳)

※選考委員会の委員名簿を添付すること。

(別表)

経営体育成交流啓発事業の補助対象範囲

区分	補助率	補助対象経費（内容）
<p>1 交流啓発活動</p> <p>(1) 経営体交流実行委員会の開催</p> <p>(2) 経営体交流会の開催 ア 全体交流会</p> <p>イ 地域交流会</p> <p>(3) 優良経営体表彰・発表会の開催</p> <p>2 優良経営体調査等活動</p> <p>(1) 優良経営体調査活動</p> <p>(2) 優良経営体選考委員会の開催</p>	定額	<p>謝金（委員謝金等）、旅費（委員等旅費、現地打ち合わせ旅費等）、印刷製本費、消耗品費、その他</p> <p>謝金（事例発表謝金、講師謝金、司会謝金、看護師謝金等）、旅費（講師旅費等）、資料作成費、印刷製本費、会場借料等、会場設営費、警備費、消耗品費、その他</p> <p>謝金（視察先謝金等）、会場借料等、会場設営費、警備費、消耗品費、その他</p> <p>謝金（委員謝金等）、旅費（委員旅費、表彰者旅費等）、印刷製本費、消耗品費、その他</p> <p>企画専門員活動費、印刷製本費、謝金（調査員謝金等）、旅費（調査員現地調査旅費等）、報告書原稿料、消耗品費、その他</p> <p>謝金（委員謝金等）、旅費（委員会出席旅費等）、印刷製本費、消耗品費、その他</p>